

**第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会募金に係る  
令和 3 年度 取組実績**

**1 寄附の実績 (R 4. 3. 25 時点)**

令和 3 年度実績 33,401,129 円

寄附の種類	件数	寄附金額	備 考
個人	12 件	4,161,750 円	
企業・団体	11 件	28,434,000 円	
イベント等	148 件	86,862 円	イベント等での募金
据置き募金箱	—	247,259 円	
募金グッズ	—	306,008 円	ぬいぐるみ・ピンバッジ : 304,500 LINE スタンプ : 1,508
その他	2 件	165,250 円	びわ湖レイクサイドマラソン (チャリティーランナー (@500 円)) 他
計	173 件	33,401,129 円	(使途) 競技力向上 3,380,425 円 施設整備 30,020,704 円

<参考>

年度	平成 27 平成 26	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	計
件数	12 件	27 件	112 件	57 件	59 件	239 件	173 件	679 件
寄附 金額	31,066 千円	23,320 千円	30,424 千円	59,362 千円	45,714 千円	36,404 千円	33,401 千円	259,691 千円

## 2 主な取組

### (1) 個人

#### ① (新規) 寄附付商品販売の開始

大会マスコットキャラクターを活用した募金グッズ(ぬいぐるみ、ピンバッジ)について、事務局による直接販売(事務局執務室、イベント、郵送)および滋賀県職員生活協同組合(県内9店舗)・スポーツショップキムラ(県内3店舗)での委託販売を開始した。

また、大会マスコットキャラクターを活用したLINEスタンプ(全40種類)の販売を開始した。

#### LINEスタンプ



#### ② 寄附返礼グッズの製作

##### ➤ 缶バッジ

8,000個

#### 缶バッジ



#### ③ イベント会場等での募金活動の実施

##### <イベント会場等での募金活動>

→3月15日時点で、166件の募金活動を行った。

令和3年5月8日  
希望が丘文化公園新緑祭



(募金活動を行ったイベント)

- ・ビバッヂェくんお誕生日会(4/18)
- ・希望が丘文化公園新緑祭(5/8.9)
- ・ビワイチ・プラス応援イベント(10/2)
- ・じんけんミニフェスタ(10/16)
- ・希望が丘50周年記念式典(10/30)
- ・水口中央公民館文化祭(11/3)
- ・大津えきテラス(11/6)
- ・希望が丘ふれあい祭(11/13)
- ・醒井養鱒場紅葉ます祭(11/14)
- ・すまいる・あくしょんフェスタ(12/12)
- ・野洲川健康ファミリーマラソン大会(3/6)
- ・手話・要約筆記ボランティア啓発セミナー(3/12)
- ・県庁内各種会議

令和3年11月3日  
水口中央公民館文化祭



<街頭募金>

→新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえて中止したが、代替措置として、大会広報誌への募金記事の掲載と寄附者等への配付、地域情報誌への広告やインターネット広告掲出、様々なイベントや県庁内会議での募金箱の設置、企業への働きかけによる募金箱設置場所の拡大など、募金制度の周知や募金の啓発に取り組んだ。

④ クラウドファンディングサイトによる寄附の受け入れ

➢ 「滋賀応援寄附」のクラウドファンディングサイトを通じた個人寄附6件

⑤ ホームページ、SNSを活用した寄附募集の周知

大会専用ホームページ、Twitter、Instagramによる情報発信

⑥ 募金箱の設置箇所の拡大

県内の民間スポーツ施設の他、民間企業の営業所等に募金箱設置の協力を依頼し設置した。

・令和3年度末募金箱設置箇所 202カ所 (令和2年度 138カ所)

⑦ スポーツイベント等とのタイアップの実施

➢ 「びわ湖レイクサイドマラソン」でチャリティーランナーの募集において参加料の一部を寄附いただいた。(67名 33,500円)

(2) 企業・団体

各種企業・団体等に対して、両大会の開催準備や寄附のメリット(企業イメージの向上、税制優遇措置など)、寄附金の活用使途等を説明のうえ、寄附依頼を行った。

また、依頼にあたっては、通常の寄附のほかに、以下のような企業活動にも資するメニューも提示した。

<通常の寄附以外のメニュー>

➢ 大会マスコット・愛称・スローガンを活用した商品展開

大会マスコットキャラクターや愛称・スローガンを活用した商品の販売に応じて、「使用料」を納付いただくもの

…2社 (大会マスコットキャラクターを用いたポロシャツ、巻き寿司製作)

➢ 「滋賀のスポーツ応援プロジェクト」

寄附額の2割以内で企業・団体名の入った広報グッズを作成・配付することで寄附者(企業等)をスポーツ応援企業として認知度を高めるもの

…実績なし

➢ 「飲んで応援！プロジェクト」

寄附型自動販売機を活用し、自販機設置事業者からあらかじめ設定した飲料一本あたりの金額を寄附いただくもの  
…県立スポーツ施設への設置に向けて自販機設置事業者の公募手続中。

⇒企業・団体への依頼回数：延べ 23 回

ポロシャツ



巻き寿司



(3) 寄附募集に係る情報発信

国スポ・障スポの寄附制度についての認知を広め、個人や企業等による寄附の機運を高めるため、次のような取組を実施した。

- ・大会専用HPにおける情報発信（募金グッズページの追加）
- ・『企業向け寄附募集パンフレット』および『募金リーフレット』の配布等
- ・感謝状贈呈式実施と情報発信（贈呈式2回の他、持参による贈呈式実施、HP・報道機関への資料提供）

※資料提供に伴う新聞記事への掲載

令和3年10月15日寄附者への感謝状贈呈



令和4年3月15日寄附者への感謝状等贈呈



- ・滋賀応援寄附（ふるさと納税）と連携した周知（滋賀応援寄附のメニューの一つに国スポ・障スポ寄附が位置づけ）

- ・県庁内の職員端末のログオン広報にて「寄附のお願い」や「募金グッズ販売」を庁内向けに発信 5月～8月、10月、12月、2月（合計7回掲載）
- ・（新規）地域情報誌等への記事掲載による情報発信（募金グッズ販売）  
Chekipon（チェキポン）10月号、Peacemom（ピースマム）12月号、中広地域情報誌（県内6誌）2月号）
- ・（新規）わたSHIGA輝く国スポ・障スポ広報誌「シャイン！！」に関連して以下の取組を実施した。

### ① 創刊号への記事掲載

内容：「募金のお願い」、「寄附金活用事例」および「募金グッズ販売」

媒体：紙面（15,000部作製し、県・市町立施設等に設置するとともに寄附者等へ配付。）、スマートフォン（ウェブ）版、音声版および点字版

### ② 創刊号スマートフォン版のインターネット広告（バナー広告）

媒体：「Yahoo!Japan」、「Instagram」および「Twitter」

期間：令和4年2月15日～28日

結果：「Yahoo!Japan」24,719クリック、「Instagram」1,421クリック、「Twitter」1,446クリック（合計27,586クリック）

#### 大会広報誌創刊号

令和4年1月31日発行



#### 中広地域情報誌

令和4年1月25日発行



#### 県庁内ログオン広報掲載画面



#### (4) 寄附金を活用した事業展開

寄附金について、次の事業に充当した。

##### ➢次世代アスリート発掘育成プロジェクト：充当額 5万5千円

滋賀県内の小学校5年生を対象に運動能力テストを行い、約40名を選考。「滋賀レイキッズ」として「食育プログラム」や「競技体験プログラム」などの育成プログラムを実施し、将来、全国大会や国際大会で活躍できるトップアスリートを育成

##### ➢県営金龜公園 ((仮称) 彦根総合運動公園) 整備事業：充当額

1億9,216万1千円

国スポ・障スポ大会の開・閉会式および陸上競技の会場となる県営金龜公園 ((仮称) 彦根総合運動公園) の整備を実施

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛に係る 令和4年度 取組計画（案）

令和4年度は、引き続き大会マスコットキャラクターを用いた寄附付商品販売や寄附募集の周知に向けた情報発信、企業・団体への寄附依頼の実施等を中心に取り組むほか、新たに企業協賛制度を開始する。

### 1 個人

開催決定を記念して開催するイベントなど、大会開催の周知に向けた広報活動と連携して、幅広い世代を対象とした寄附募集の周知と活動機会の充実を図る。

#### （1）寄附付商品販売の促進

大会マスコットキャラクターを用いた寄附付商品について、引き続き事務局による直接販売を行うとともに、委託販売店の拡大を図る。また、機運醸成にもつながるよう、大会マスコットキャラクターを用いた寄附付商品を販売することについて積極的に広報する。

#### （2）イベント会場等での募金活動の実施

着ぐるみや寄附返礼グッズ等を活用しながら、募金活動を実施する。なお、街頭募金については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で実施の可否を判断することとする。

#### （3）クラウドファンディングサイトを利用した寄附の受け入れ

手軽に、かつ気軽に寄附できる手法として、引き続き「滋賀応援寄附」のクラウドファンディングサイトによる寄附の受け入れを行う。

#### （4）ホームページ、SNS、広報誌等を活用した寄附募集の周知

大会専用ホームページとクラウドファンディングサイトの相互リンクやSNS広報誌等を活用した情報発信により、寄附募集について周知する。

#### （5）募金箱の設置箇所の拡大

引き続き県立・市町立のスポーツ施設・文化施設の他、民間施設への設置協力を働きかける。

#### （6）スポーツイベント等とのタイアップの実施

びわ湖レイクサイドマラソンの後継大会となる新たな市民マラソン大会においてもチャリティーランナー募集を依頼する。

## 2 企業・団体

### (1) 寄附依頼

引き続き各種企業・団体に対して、両大会の準備状況や寄附のメリット（企業イメージの向上、税制優遇措置など）、寄附金の活用使途等を説明のうえ、協力を依頼する。

また、様々な企業に寄附制度への関心や認知度を高めるため、多くの企業が参画する経済団体・各種団体の会合の場を活用した説明を行う。

寄附依頼にあたっては、通常の寄附のほかに、企業活動にも資するメニュー（大会マスコットキャラクター・愛称・スローガンを活用した商品展開、「滋賀のスポーツ応援プロジェクト」、「飲んで応援！プロジェクト」）の提示を行う。

### (2) 企業協賛制度の開始

令和4年度（開催3年前）の国スポ・障スポの開催決定を受け、企業協賛制度※を開始する予定であり、制度開始に向けた諸準備（実行委員会総会での審議、日本スポーツ協会との契約等）を行うとともに、同制度への参画について企業への依頼を行う。

※企業・団体からの協賛金や物品提供等により、大会運営を支えていただく制度。

協賛企業には、協賛カテゴリーに応じて大会マスコットキャラクター・愛称・スローガンロゴの広告使用権や商品化権、企業名を記載した看板掲出等の権利を付与する。

協賛金・協賛物品は、大会の広報活動および大会運営等に活用する。

## 3 寄附募集に係る情報発信

寄附制度についての認知を広め、寄附の機運を高めるため、引き続き情報発信を行うものとし、次のような取組を実施する。

- ・大会HPにおける寄附関係の情報の充実（大会HPのリニューアル）
- ・大会SNS（Twitter、Instagram）、県公式SNS等による寄附募集の情報発信
- ・企業向け寄附募集パンフレットを、県下の経済団体等に配布し、窓口での配布や会員企業向けに周知を依頼する。
- ・インターネット広告による募金啓発の実施
- ・大会広報誌における寄附関係の記事掲載（大会運営経費に係る募金の募集開始）
- ・感謝状贈呈式の実施（2回程度実施し、HP掲載・報道機関へ資料提供）

## 4 寄附金を活用した事業展開

寄附金について、次の事業に充当する。

- 次世代アスリート発掘育成プロジェクト：充当額 30万円
- 競技団体育成・強化対策事業（パラアスリート育成支援）：充当額 20万円
- ターゲットエイジ重点強化事業：充当額 20万円
- 県営金龜公園（（仮称）彦根総合運動公園）整備事業：充当額 4,901万円

## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 企業協賛制度について

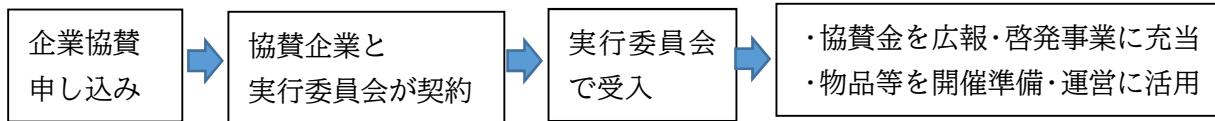
### 1 趣旨

令和4年7月の両大会の開催決定を踏まえ、両大会の開催に係る機運醸成や大会の周知、大会の円滑な運営を図るため、企業協賛制度を創設し、運用する。

### 2 制度の概要

- （公財）日本スポーツ協会と開催地都道府県実行委員会が、「国民体育大会企業協賛ガイドライン」に基づいて実施する制度。
- 開催地都道府県実行委員会においては、「企業協賛推進要綱」を制定して、運用する。
- 日本パラスポーツ協会には企業協賛制度が無く、特段の規制が無いことから、どの先催県でも両大会の企業協賛制度として定めて運用されている。
- 大会運営のために提供される協賛金の額や物品等の相当額に応じて、協賛企業に対して、広告媒体への露出や大会愛称ロゴやマスコットの使用などの協賛特典を付与する。
- 企業に大会運営を支えていただく制度であるとともに、企業イメージ・知名度の向上や商品の販売促進効果につながるもの。

#### <企業協賛制度の仕組み>



※市町実行委員会等は、日本スポーツ協会および都道府県実行委員会が実施する企業協賛と競合しない形で、独自の協賛企業を募集することが可能。

#### <企業協賛の種類>

項目	企業協賛の内容	協賛のカテゴリー
協賛金	1,000 万円以上	JAPAN GAMES パートナー
	500 万円以上 1,000 万円未満	オフィシャルスポンサー
	100 万円以上 500 万円未満	オフィシャルサポーター
物品等	100 万円相当額以上	オフィシャルサプライヤー
	10 万円以上 100 万円相当額未満	大会協力企業

※協賛金・物品等の額には消費税を含む。

※物品等の場合、搬入・据え付け・撤去に要する費用を含む。

※協賛金の振込手数料は協賛企業の負担とする。

※各カテゴリーの名称や内容は、（公財）日本スポーツ協会との協議により決定する

#### <協賛特典>

協賛金の金額や提供物品等の額に応じて、呼称使用権（JAPAN GAMES パートナー等）、広告化権、商品化権、PR 看板掲出、大会媒体利用広告等が協賛特典として付与される。

**<協賛金の活用使途>** ※「国民体育大会企業協賛ガイドライン」(8. 協賛金の使途)に規定。

- ①開催の機運を盛り上げるための広報・啓発に要する経費
- ②協賛特典を担保するための経費

※先催県の協賛特典および活用使途の例は参考1のとおり

#### <提供・貸与を期待する物品等>

大会の開催準備・運営に活用する。提供・貸与を期待する物品等の例は以下のとおり。

提供	貸与
自動車	自動車
飾花用プランター、用土、種子等	機材保管用倉庫
歓迎のぼり	テント、プレハブ、仮設トイレ
飲料水	広報用スペース
スタッフユニフォーム	携帯電話、無線機
資料配布用袋	パソコン、タブレット
タオル、レインコート など	プリンター、複写機 など

### 3 先催県の企業協賛実績

	協賛金実績 ※物価換算額	物品等実績 ※物価換算額	協賛金目標 ※物品等除く	備 考
愛媛県(H29)	約2億円	約2億円	1億円	募金 実績:2.7億円(目標額:1億円)
福井県(H30)	約1億円	約2億円	1億円	募金 実績:5.6億円(目標額:4億円)
茨城県(R1)	約3億円	約3億円	1億円	募金 実績:1.3億円(目標額:4億円)
鹿児島県 (R2→R5) ※R2.11時点	約1億円	約1億円	1億円	募金 実績:0.9億円(目標額:4億円)

※栃木県協賛金目標額：1億円

※佐賀県協賛金目標額：設定無し

### 4 企業・団体への協賛依頼の取組

- ・ 企業・団体に対する募金活動と同様に、県内の企業・団体への訪問や、各種団体の会合での周知活動を通じて企業・団体に協賛を依頼する。県内に事業所等があり県外に本社がある企業については、必要に応じ本社を訪問して協賛を依頼する。
- ・ 物品等の協賛については、物の保管を要するため、受け入れ時期と提供を求めたい物品等について、準備業務所管部署と調整の上、計画的に依頼や受け入れを行う。
- ・ 毎年度末に、募金・協賛推進特別委員会に取組状況を報告するとともに、次年度の取組計画について、委員から御意見をいただくものとする。

### 5 本県の企業協賛推進要綱(案)等について(別紙1および参考2・3)

## 6 今後のスケジュール

時期	内容
R4.3	募金・協賛推進特別委員会（企業協賛推進要綱（案）など）
R4.4	税務署協議（法人税・消費税の取り扱いの確認）
R4.5～6	市町担当者連絡会（企業協賛推進要綱（案）など）※総会資料一式
R4.7	第79回国民スポーツ大会の開催決定
	日本スポーツ協会と「第79回国民スポーツ大会企業協賛に関する契約書」を締結（協賛カテゴリー、特典・募集期間・権利期間、協賛特典の実施主体 等）
R4.8	第1回実行委員会総会（企業協賛推進要綱（案））
	日本スポーツ協会国民体育大会委員会（第79回国民スポーツ大会企業協賛について（報告））
	企業協賛制度の運用開始 (企業協賛制度事務取扱要領、企業協賛感謝状贈呈等実施要領など)
年度末	募金・協賛推進特別委員会（取組状況の報告、次年度の取組等）

## 企業協贊特典一覽

	国体パートナー	オフィシャルスポンサー	オフィシャルサポーター	オフィシャルサプライヤー	大会協力企業
	1,000万円~	500万円~	100万円~	100万円相当~	10万円相当~
呼称使用権	「国体パートナー」	●			
	「オフィシャルスポンサー」		●		
	「オフィシャルサポーター」			●	
	「オフィシャルサプライヤー」				●
	「大会協力企業」				●
告章等の広告使用権	国民体育大会標章	●			
	大会愛称、大会マスコット	●	●	●	●
商品化権（マーク化・ライセンシング）	国民体育大会標章	●			
	大会愛称、大会マスコット	●	●	●	
PR看板掲出（企業ロゴ等）	競技会場内	●			
	総合開・閉会式会場内	●	●		
大会媒体利用広告	ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等 (オプション: 1競技 100万円~)	●			
	総合開・閉会式会場	物販ブース出展	●		
		PRブース出展	●	●	
		会場内での自社製品・広告のサンプリング	●	●	
		会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名の掲出	●	●	
	屋外PR看板	企業・団体名の掲出	大	中	小
	大会広報紙等	企業・団体名の掲載	●	●	
	大会ウェブサイト	企業・団体名の掲出及びリンク設定	●	●	●
	総合プログラム、ガイドブック	広告掲載	大	中	小
		企業・団体名の掲載			
	輸送用バスのフロントマスク	企業・団体名の掲出	●	●	
	新聞、テレビ、ラジオ等への広告	企業・団体名の表示	●	●	
提供物品への企業・団体名の掲出					●
その他、公益財團法人日本スポーツ協会が実施する協賛内容			●		

## 【呼称使用権、広告使用権 (国体標章・愛称・マスコット)】

国体パートナー

わたしたちは、いきいき茨城ゆめ国体2019 を応援しています。



## 【呼称使用権、広告使用権 (愛称・マスコット)】

オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、  
オフィシャルサプライヤー、大会協力企業

### ■ (株)水戸京成百貨店

水戸京成百貨店は今年、創業111周年を迎えました。いばらきの「いいちのいいこと・いつもいっぱい」で皆様のご来店をお待ちしております。



## 【競技会場内へのPR看板掲出】

国体パートナー



## 【総合開・閉会式会場内におけるPR看板掲出】

国体パートナー、オフィシャルスポンサー



## 【総合開・閉会式会場におけるPRブース出展権】

国体パートナー  
オフィシャルスポンサー



## 【総合開・閉会式会場周辺の歓迎

のぼり等への企業・団体名の掲出】

国体パートナー、オフィシャルスポンサー



## 【屋外PR看板への企業・団体名の掲出】

国体パートナー、オフィシャルスポンサー、  
オフィシャルサポーター、オフィシャルサプライヤー



## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 企業協賛推進要綱（案）

(趣旨)

**第1条** この要綱は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」と総称する。）を開催するにあたり、開催に係る機運の醸成や大会の周知、円滑な運営を図るために、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う企業協賛について、必要な事項を定める。

(名称等)

**第2条** 企業協賛の名称は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛」（以下「協賛」という。）とする。

2 協賛金または物品を提供する企業・団体を「協賛企業」という。

(協賛の種類)

**第3条** 協賛の種類は、次のとおりとする。

(1) JAPAN GAMESパートナー

実行委員会に1,000万円以上の協賛金を提供する企業・団体等（以下「企業等」という。）

(2) オフィシャルスポンサー

実行委員会に500万円以上1,000万円未満の協賛金を提供する企業等

(3) オフィシャルソーター

実行委員会に100万円以上500万円未満の協賛金を提供する企業等

(4) オフィシャルサプライヤー

実行委員会が指定する100万円以上相当の物品等を提供または貸与する企業等

(5) 大会協力企業

実行委員会が指定する10万円以上100万円未満相当の物品等を提供または貸与する企業等

(協賛の特典)

**第4条** 実行委員会は、協賛の対価として、別表に定める特典を付与するものとする。

(協賛の募集期間)

**第5条** 協賛の募集期間は、原則として次のとおりとする。

(1) JAPAN GAMESパートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルソーター  
令和4年○月から令和7年3月31日まで

(2) オフィシャルサプライヤー、大会協力企業  
令和4年○月から大会終了まで

(協賛の収納期間)

**第6条** 協賛金等の収納期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMESパートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルメーカー  
契約の日から令和7年6月30日まで
- (2) オフィシャルサプライヤー、大会協力企業  
契約の日から大会終了まで

(協賛企業との契約)

**第7条** 実行委員会は、協賛企業と、協賛金の支払いまたは物品等の提供の時期および特典内容等を明示した契約を締結する。

(協賛金等の受入れおよび使途)

**第8条** 協賛金等は、実行委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会の準備・運営に活用するものとする。

(補則)

**第9条** 会場地市町（実行委員会等含む）および競技団体が企業協賛制度を実施しようとする場合は、事前に実行委員会と協議を行うものとし、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛」と類似する名称を使用しないものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、協賛の推進に必要な事項は、別に定める

## 附 則

この要綱は、令和4年8月〇日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	特典の内容（案）
JAPAN GAMES パートナー	①「JAPAN GAMESパートナー」の呼称使用権 ②国民体育大会標章、大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③国民体育大会標章、大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権 ④開・閉会式会場内へのPR看板掲出 ⑤開・閉会式会場におけるPR・物販ブース出展権 ⑥開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名の掲出 ⑦開・閉会式会場内での自社商品・広告のサンプリング ⑧競技会場内におけるPR看板掲出 ⑨屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑩大会広報誌等への企業・団体名の掲載 ⑪大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定 ⑫総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑬新聞、テレビ、ラジオ等への広告 ⑭輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体名の掲出 ⑮ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等に協賛できる権利 ⑯その他、公益財団法人日本スポーツ協会が実施する協賛内容
オフィシャル スポンサー	①「オフィシャルスポンサー」の呼称使用権 ②大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権 ④開・閉会式会場内へのPR看板掲出 ⑤開・閉会式会場におけるPRブース出展権 ⑥開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名の掲出 ⑦開・閉会式会場内での自社商品・広告のサンプリング ⑧屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑨大会広報誌等への企業・団体名の掲載 ⑩大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定 ⑪総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑫新聞、テレビ、ラジオ等への広告 ⑬輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体名の掲出
オフィシャル サポーター	①「オフィシャルメーカー」の呼称使用権 ②大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③大会愛称、マスコットのマーチャンダイジング権 ④屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定 ⑥総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載

オフィシャル サプライヤー	① 「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用権 ② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③ 屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ④ 大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定 ⑤ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑥ 提供物品等への企業・団体名の掲出
大会協力企業	①「大会協力企業」の呼称使用権 ②大会愛称、大会マスコットの広告使用権 ③大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定(企業名のみ) ④総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載(企業名のみ) ⑤提供物品等への企業・団体名の掲出

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛制度事務取扱要領（案）

### （趣旨）

**第1条** この要領は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛推進要綱（以下「要綱」という。）に規定する企業協賛の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （企業協賛の申込）

**第2条** わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、要綱第3条に規定する企業協賛の意思を表明した企業等に対し、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛申込書（様式第1号から様式第6号のいずれか）の提出を依頼するものとする。

### （契約書の作成）

**第3条** 実行委員会は、前条による申込みを受け、要項第7条に規定する契約を締結しようとするとときは、契約書（様式第7号から様式第13号のいずれか）を作成するものとする。

### （協賛物品等受領書の交付）

**第4条** 実行委員会は、企業等から協賛物品等を受入れたときは、協賛物品等受領書（様式第14号）を企業等に対し交付するものとする。

### 附 則

この要領は、令和4年8月 日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

わがた SHIGA 滋く国スボ・障スボ JAPAN GAMES ハートナーフィナンシャルスボンサー協賛申込書

わがた SHIGA 滋く国スボ・障スボ実行委員会

令和 年 月 日

わがた SHIGA 滋く国スボ・障スボ実行委員会  
会長 ○ ○ ○ 様

住所または所在地  
名 称  
代表者 (役職・氏名)

わがた SHIGA 滋く国スボ・障スボへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

金 円  
(消費税および地方消費税を含む)  
内訳 令和4年度分 円  
令和5年度分 円  
令和6年度分 円  
令和7年度分 円

記

金 円  
(消費税および地方消費税を含む)  
内訳 令和4年度分 円  
令和5年度分 円  
令和6年度分 円  
令和7年度分 円

<担当者連絡先>

部署・役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

<担当者連絡先>

部署・役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

## 様式第3号（第2条関係）

## 様式第4号（第2条関係）

わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ オフィシャルサポーター協賛申込書

わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ オフィシャルサポーター協賛申込書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ実行委員会  
会長 ○ ○ ○ 様

住所または所在地  
名 称  
代表者（役職・氏名）

わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

金

（消費税および地方消費税を含む）

内訳

令和4年度分	円
令和5年度分	円
令和6年度分	円
令和7年度分	円

市価換算額

提供方法	円
（いざひかに〇）	（消費税および地方消費税込）

備考

<担当者連絡先>

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メーラードレス	

<担当者連絡先>

部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	
メーラードレス	

## 様式第5号（第2条関係）

様式第6号（第2条関係）※協賛金の場合

わがたSHIGA輝く国スポーツ・障スポ 大会協力企業協賛申込書

令和 年 月 日

わがたSHIGA輝く国スポーツ・障スポ 大会協力企業協賛申込書

令和 年 月 日

わがたSHIGA輝く国スポーツ・障スポ実行委員会

会長 ○ ○ ○ 様

住所または所在地  
名 称  
代表者（役職・氏名）

わがたSHIGA輝く国スポーツ・障スポへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

項目	内容等
提供物品等	
仕様等	
数量	
付属品等	円 (消費税および地方消費税を含む)
市価換算額	円 (消費税および地方消費税込み)
提供方法 (いずれかに○)	譲渡・貸与
提供時期	
備考	

&lt;担当者連絡先&gt;

部署・役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第7号（第3条関係）

この場合において、同サンプリングに要する費用は乙の負担とする。

- 5 甲は、乙に対し、競技会において出場選手が着用するゼッケンやナンバーカード等に企業・団体ロゴを掲出する「ゼッケンスボンサー・ナンバーカードスポンサー等」に協賛できる権利を付与する。

6 その他、公益財團法人日本スポーツ協会が実施する特典に関する権利を付与する。

7 乙は、前六項に定める権利の使用に当たっては、両大会の品位を傷つけないよう、十分な配慮をしなければならない。

8 乙は、第2項の規定により国民体育大会標章を使用するに当たっては、「国民体育大会関係標章の使用に関する規程」（公益財團法人日本スポーツ協会制定）を遵守するとともに、大会愛称および大会マスコットのデザインを使用するに当たっては、甲の指定するものを使用しなければならない。

（協賛の種類）

第1条 甲は、乙を、次項において規定する業種の範囲内で、わたSHIGA輝く国スポーツ・障スボ企業協賛推進要綱（以下「要綱」という。）に定める「JAPAN GAMESパートナー」とする。

2 乙の「JAPAN GAMESパートナー」としての業種は、\_\_\_\_\_とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、この契約締結の日から令和7年12月31日までとする。

（協賛金の額）

第3条 乙が、甲に対して提供する協賛金の額は、金方消費税を含む）とし、その内訳は次のとおりとする。	円（消費税および地
令和4年度分 金	円（消費税および地方消費税を含む）
令和5年度分 金	円（消費税および地方消費税を含む）
令和6年度分 金	円（消費税および地方消費税を含む）
令和7年度分 金	円（消費税および地方消費税を含む）

（協賛金の支払）

第4条 乙は、甲に対して前条に定める協賛金を次の期日までに、甲が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

令和4年度分	令和 年 月 日
令和5年度分	令和 年 月 日
令和6年度分	令和 年 月 日
令和7年度分	令和 7年 6月30日

（権利の付与）

第5条 甲は、乙に対し、第2条に定まる期間において、わたSHIGA輝く国スポーツ・障スボにおける「JAPAN GAMESパートナー」の呼称を使用する権利を付与する。

2 甲は、乙に対し、第2条に定まる期間において、国民体育大会標章ならびに大会愛称および大会マスコットのデザインを、乙が実施する広告および商品に無償で使用する権利を付与する。

3 甲は、乙に対し、開・閉会式会場のPR・物販ブースを使用する権利を付与する。この場合において、同ブースの使用に必要な展示物の設置、装飾展示、運営、撤去等に要する費用は乙の負担とする。

4 甲は、乙に対し、開・閉会式会場で自社製品・広告のサンプリングを行う権利を付与する。

（広告の実施）

第6条 甲は、次に掲げる広告を行うものとし、広告の掲出場所、掲出時期等は甲が決定する。

（1）開・閉会式会場内へのPR看板掲出

甲は、乙の名称を掲載した看板を、開・閉会式会場内に設置する。

（2）開・閉会式会場周辺の競技会場（ばり）等への企業・団体名の掲出

甲は、開・閉会式会場周辺に設置する競技会場（ばり）等に、乙の名称を掲出する。

（3）競技会場内におけるPR看板掲出

甲は、乙の名称を掲載した看板を、一部の競技会場内に設置する。

（4）屋外PR看板への企業・団体名の掲出

甲は、乙の名称を掲載した看板を、主要競技会場周辺等に設置する。

（5）大会広報誌等への企業・団体名の掲載

甲は、大会広報誌等に、乙の名称を掲載する。

（6）大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定

甲は、大会ウェブサイトに乙の名称を掲出するとともに、乙が管理するホームページへのリンクを設定する。

（7）総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載

甲は、大会期間中に配布する総合プログラムおよびガイドブックに、乙の広告を掲載する。

ただし、広告制作費用は乙の負担とする。

（8）新聞、テレビ、ラジオ等への広告

甲は、大会PR新聞広告、大会PRテレビスポットCMおよびラジオ広告等に乙の名称を掲出、またはアナウンスする。

（9）バスのフロントマスクへの企業・団体ロゴの掲載

甲は、輸送用バスのフロントマスクを作成する場合に、乙のロゴを掲載する。

2 乙は、甲が前項各号に定める広告を行なう際に使用する名称またはロゴについて、甲と協議することができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、または引き受けさせではない。

（契約の解除）

第8条 甲および乙は、相互に、相手方がこの契約に違反したときは、文書により相当期間を定

めて契約の履行を催促し、その催定期間に履行されなかつたときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの人から県との取引上的一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていると認められるとき。

3 前二項の規定に基づいて契約を解除した者は、相手方に対し、その契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。

#### （事情変更）

第9条 契約期間中において、甲、乙双方が予見し難いやむを得ない事情が生じたときは、甲、乙協議の上、将来にわたってこの契約を消滅させ、またはその一部を変更することができる。

#### （誓約書の提出）

第10条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、第8条第2項の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

#### （不當介入があった場合の通報・報告義務）

第11条 乙は、この契約の履行に当たり第8条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当すると認められる者による不當な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

#### （費用の負担）

第12条 この契約の締結に要する費用は、甲、乙それぞれの負担とする。

#### （合意管轄）

第13条 甲および乙は、この契約に關し裁判上の紛争が生じたときは、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### （その他の事項等）

第14条 この契約に定めのない事項およびこの契約に關して生じた疑義については、甲、乙協議

の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日  
甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号  
わたくし SHIGA 輝く国スポーツ実行委員会  
会長 ○ ○ ○ ○ ○

乙 (住所または所在地)  
(名 称)  
(代表者役職・氏名)

この場合において、同サンプリングに要する費用は乙の負担とする。

5 乙は、前四項に定める権利の使用に当たっては、両大会の品位を傷つけないよう、十分な配慮をしなければならない。

6 乙は、第2項の規定により大会愛称および大会マスコットのデザインを使用するに当たっては、甲の指定するものを使用しなければならない。

わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スポ オフィシャルスポンサーに関する契約書

わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ実行委員会 会長 ○ ○ ○ ○ (以下「甲」という。)と(名称)(以下「乙」という。)は、わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ(以下「両大会」という。)の協賛について、次のとおり契約を締結する。

#### (協賛の種類)

第1条 甲は、乙を、次項において規定する業種の範囲内で、わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ企業協賛推進要綱(以下「要綱」という。)に定める「オフィシャルスポンサー」とする。

2 乙の「オフィシャルスポンサー」としての業種は、\_\_\_\_\_とする。

#### (契約期間)

第2条 契約期間は、この契約締結の日から令和7年12月31日までとする。

#### (協賛金の額)

第3条 乙が、甲に対して提供する協賛金の額は、金 方消費税を含む)とし、その内訳は次のとおりとする。	円 (消費税および地 合和4年度分 金 円 (消費税および地方消費税を含む) 合和5年度分 金 円 (消費税および地方消費税を含む) 合和6年度分 金 円 (消費税および地方消費税を含む) 合和7年度分 金 円 (消費税および地方消費税を含む)
---	--

#### (協賛金の支払)

第4条 乙は、甲に対して前条に定める協賛金を次の期日までに、甲が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

合和4年度分	令和 年 月 日
合和5年度分	令和 年 月 日
合和6年度分	令和 年 月 日
合和7年度分	令和 7年 6月30日

#### (権利の付与)

第5条 甲は、乙に対し、第2条に定める期間において、わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボにおける「オフィシャルスポンサー」の呼称を使用する権利を付与する。

2 甲は、乙に対し、第2条に定める期間において、大会愛称および大会マスコットのデザインを、乙が実施する広告および商品に無償で使用する権利を付与する。

3 甲は、乙に対し、開・閉大会会場のPRブースを使用する権利を付与する。この場合において、同ブースの使用に必要な展示物の設置、装飾展示、運営、撤去等に要する費用は乙の負担とする。

4 甲は、乙に対し、開・閉大会会場で自社製品・広告のサンプリングを行う権利を付与する。

#### (広告の実施)

第6条 甲は、次に掲げる広告を行うものとし、広告の掲出場所、掲出時期等は甲が決定する。

(1) 開・閉大会会場内へのPR看板掲出  
甲は、乙の名称を掲載した看板を、開・閉大会会場内に設置する。

(2) 開・閉大会会場周辺の駅跡(ぼり)等への企業・団体名の掲出  
甲は、開・閉大会会場周辺に設置する歓迎のぼり等に、乙の名称を掲出する。

(3) 屋外PR看板への企業・団体名の掲出  
甲は、乙の名称を掲載した看板を、屋外PR看板への企業・団体名の掲出に設置する。

(4) 大会広報誌等への企業・団体名の掲載  
甲は、大会広報誌等に、乙の名称を掲載する。

(5) 大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定  
甲は、大会ウェブサイトに乙の名称を掲出するとともに、乙が管理するホームページへのリンクを設定する。

(6) 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載  
甲は、大会期間中に配布する総合プログラムおよびガイドブックに、乙の広告を掲載する。

ただし、広告制作費用は乙の負担とする。

(7) 新聞、テレビ、ラジオ等への広告  
甲は、大会PR新聞広告、大会PRテレビポケットCMおよびラジオ広告等に乙の名称を掲出、またはアナウンスする。

(8) バスのフロントマスクへの企業・団体ロゴの掲載  
甲は、輸送用バスのフロントマスクを作成する場合に、乙のロゴを掲載する。

2 乙は、甲が前項各号に定める広告を行う際に使用する名称またはロゴについて、甲と協議することができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、または引き受けさせなければならない。

#### (契約の解除)

第8条 甲および乙は、相互に、相手方がこの契約に違反したときは、文書により相当期間を定めて契約の履行を催促し、その催定期間中に履行されなかつたときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙、乙の役員等(乙の代表もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)または乙の経営に實質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該する場合には、この契約を解除することができます。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められる

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用してると認められるとき。

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、または開拓していると認められるとき。

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

3 前二項の規定に基づいて契約を解除した者は、相手方に対し、その契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(事情変更)

第9条 契約期間中において、甲、乙双方が予見し難いやむを得ない事情が生じたときは、甲、乙協議の上、将来にわたってこの契約を消滅させ、またはその一部を変更することができる。

(誓約書の提出)

第10条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、第8条第2項の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があつた場合の通報・報告義務)

第11条 乙は、この契約の履行に当たり第8条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用は、甲、乙それぞれの負担とする。

(合意管轄)

第13条 甲および乙は、この契約に関する裁判上の紛争が生じたときは、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他の事項等)

第14条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関して生じた疑惑については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号  
わたくSHIGA輝く国スボ・障スボ実行委員会  
会長 ○ ○ ○ ○ ○

乙 (住所または所在地)  
(名 称)  
(代表者役職・氏名)

様式第9号（第3条関係）

（広告の実施）

第6条 甲は、次に掲げる広告を行うものとし、広告の掲出場所、掲出時期等は甲が決定する。

(1) 屋外PR看板への企業・団体名の掲出

甲は、乙の名称を掲載した看板を、主要駅および競技会場周辺等に設置する。

(2) 大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設置

甲は、大会ウェブサイトに乙の名称を掲出するとともに、乙が管理するホームページへの

リンクを設定する。

(3) 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載

甲は、大会期間中に配布する総合プログラムおよびガイドブックに、乙の広告を掲載する。

2 乙は、甲が前述各号に定める広告を行ふ際について、甲と協議する。

（協賛の種類）

第1条 甲は、乙を、次項において規定する業種の範囲内で、わたSHIGA輝く国スポーツ・障スボ（以下「両大会」と（名称）以下「乙」という。）は、わたSHIGA輝く国スポーツ・障スボ（以下「両大会」という。）の協賛について、次のとおり契約を締結する。

2 乙の「オフィシャルサポーター」としての業種は、\_\_\_\_\_とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、この契約締結の日から令和7年12月31日までとする。

（協賛金の額）

第3条 乙が、甲に対して提供する協賛金の額は、金円（消費税および地方消費税を含む）とし、その内訳は次のとおりとする。

令和4年度分	金円（消費税および地方消費税を含む）
令和5年度分	金円（消費税および地方消費税を含む）
令和6年度分	金円（消費税および地方消費税を含む）
令和7年度分	金円（消費税および地方消費税を含む）

（協賛金の支払）

第4条 乙は、甲に対して前条に定める協賛金を次の期日までに、甲が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

令和4年度分	令和 年 月 日
令和5年度分	令和 年 月 日
令和6年度分	令和 年 月 日
令和7年度分	令和 7年 6月30日

（権利の付与）

第5条 甲は、乙に対し、第2条に定める期間において、わたSHIGA輝く国スポーツ・障スボにおける「オフィシャルサポーター」の呼称を使用する権利を付与する。

2 甲は、乙が実施する広告および商品に無償で使用する権利を付与する。

3 乙は、前二項に定める権利の使用に当たっては、両大会の品位を傷つけないよう、十分な配慮をしないわけならない。

4 乙は、第2項の規定により大会愛称および大会マスコットのデザインを使用するに当たっては、甲の指定するものを使用しなければならない。

（事情変更）

第9条 契約期間中ににおいて、甲、乙双方が予見し難いやむを得ない事情が生じたときは、甲、乙協議の上、将来にわたってこの契約を消滅させ、またはその一部を変更することができる。

3 前二項の規定に基づいて契約を解除した者は、相手方に對し、その契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。

（事務局）

第10条 甲は、乙に対し、第2条に定める期間において、わたSHIGA輝く国スポーツ・障スボにおける「オフィシャルサポーター」の呼称を使用する権利を付与する。

2 甲は、乙に対し、第2条に定める期間において、大会愛称および大会マスコットのデザインを、乙が実施する広告および商品に無償で使用する権利を付与する。

3 乙は、前二項に定める権利の使用に当たっては、両大会の品位を傷つけないよう、十分な配慮をしないわけならない。

4 乙は、第2項の規定により大会愛称および大会マスコットのデザインを使用するに当たっては、甲の指定するものを使用しなければならない。

(誓約書の提出)

第10条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、第8条第2項の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不當介入があった場合の通報・報告義務)  
第11条 乙は、この契約の履行に当たり第8条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当するとして認められる者による不當な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用は、甲、乙それぞれの負担とする。

(合意管轄)

第13条 甲および乙は、この契約に関する裁判上の紛争が生じたときは、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他の事項等)

第14条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関して生じた疑惑については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

合和 年 月 日  
甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号  
　　わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ実行委員会  
　　会長 ○○○○  
乙 (住所または所在地)  
(名 称)  
(代表者役職・氏名)

(様式第10号 (第3条関係))

わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ オフィシャルサプライヤーに関する契約書

わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ実行委員会 会長 ○○○○ (以下「甲」という。)と(名 称) (以下「乙」という。)は、わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ (以下「両大会」という。)の協賛について、次のとおり契約を締結する。

(協賛の種類)

第1条 甲は、乙を、次項において規定する業種の範囲内で、わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ企業協賛推進要綱(以下「要綱」という。)に定める「オフィシャルサプライヤー」とする。

2 乙の「オフィシャルサプライヤー」としての業種は、\_\_\_\_\_とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、この契約締結の日から令和7年12月31日までとする。

(提供物品等)

第3条 乙は、甲に対して、別紙に定める物品等(以下「提供物品等」という。)を譲渡または貸与する。

2 提供物品等の納入場所、納入日等については、甲が指定する。

3 提供物品等の納入、設置等にかかる費用および提供物品等が貸与の場合、返却または撤去にかかる費用については、乙の負担とする。

(権利の付与)

第4条 甲は、乙に対し、第2条に定める期間において、わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボにおける「オフィシャルサプライヤー」の呼称を使用する権利を付与する。

2 甲は、乙に対し、第2条に定める期間において、大会愛称および大会マスコットのデザインを、乙が実施する広告に無償で使用する権利を付与する。

3 甲は、乙に対し、第2条に定める期間において、乙が提供する物品等に、乙の名稱等を掲載する権利を付与する。

4 乙は、前二項に定める権利の使用に当たっては、両大会の品位を傷つけないよう、十分な配慮をしなければならない。

5 乙は、第2項の規定により大会愛称および大会マスコットのデザインを使用するに当たっては、甲の指定するものを使用しなければならない。

(広告の実施)

第5条 甲は、次に掲げる広告を行うものとし、広告の掲出場所、掲出時期等は甲が決定する。

(1) 屋外PR看板への企業・団体名の掲出

甲は、乙の名称を掲載した看板を、主要駅および競技会場周辺等に設置する。

(2) 大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定

甲は、大会ウェブサイトに乙の名称を掲出するとともに、乙が管理するホームページへのリンクを設定する。

(3) 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載

甲は、大会期間中に配布する総合プログラムおよびガイドブックに、乙の広告を掲載する。

ただし、広告制作費用は乙の負担とする。

2 乙は、甲が前項各号に定める広告を行う際に使用する名称またはロゴについて、甲と協議することができる。

(使用および管理)

第6条 甲は、善良な管理者の注意をもって提供物品等を使用および管理するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、または引き受けさせではない。

(契約の解除)

第8条 甲および乙は、相互に、相手方がこの契約に違反したときは、文書により相当期間を定めて契約の履行を催促し、その催定期間中に履行されなかつたときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用してると認められるとき。

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

3 前二項の規定に基づいて契約を解除した者は、相手方に対し、その契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(事情変更)

第9条 契約期間中において、甲、乙双方が予見し難いやむを得ない事情が生じたときは、甲、乙協議の上、将来にわたってこの契約を消滅させ、またはその一部を変更することができる。

(誓約書の提出)

第10条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、第

8条第2項の規定に該当しないことを表明・確認するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不當介入があつた場合の通報・報告義務)

第11条 乙は、この契約の履行に当たり第8条第2項第1号から第6号までのいづれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用は、甲、乙それぞれの負担とする。

(合意管轄)

第13条 甲および乙は、この契約に開示裁判上の紛争が生じたときは、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第一審の車属性合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他の事項等)

第14条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関する生じた疑惑については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号  
わたくしが大津市に本拠地を有する会社として、本契約を締結する。  
会長 ○ ○ ○ ○

乙 (住所または所在地)  
(名)  
(称)  
(代表者役職・氏名)

様式第11号(第3条関係)※自動車の使用賃借の場合

是供物品等について

わた SHICA 撮く国スボ。・諸スボ オフイシヤルサプライヤーに聞する製絲書

項 目	内 容 等		
提 供 物 品 等			
仕 様 等			
数 量			
付 属 品 等			円 (消費税および地方消費税込み)
市 値 換 算 額			
提 供 方 法 (いすれかに○)	譲 渡	・	貸 与
提 供 時 期			
備 考			

甲は、大会期間中に配布する総合プログラムおよびガイドブックに、乙の広告を掲載する。  
ただし、広告制作費用は乙の負担とする。

2 乙は、甲が前項各号に定める広告を行う際に使用する名称またはロゴについて、甲と協議することができる。

(使用および管理)

第6条 甲は、善良な管理者の注意をもって提供物品等を使用および管理するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、または引き受けさせではない。

(契約の解除)

第8条 甲および乙は、相互に、相手方がこの契約に違反したときは、文書により相当期間を定めて契約の履行を催促し、その催定期間に履行されなかつたときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の通常に実質的に開示している者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団と維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていると認められるとき。

3 前二項の規定に基づいて契約を解除した者は、相手方に対し、その契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(事情変更)

第9条 契約期間において、甲、乙双方が予見し難いやむを得ない事情が生じたときは、甲、乙協議の上、将来にわたってこの契約を消滅させ、またはその一部を変更することができる。

(誓約書の提出)

第10条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、第8条第2項の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)  
第11条 乙は、この契約の履行に当たり第8条第2項第1号から第6号までのいづれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用は、甲、乙それぞれの負担とする。

(合意管轄)

第13条 甲および乙は、この契約に關し裁判上の紛争が生じたときは、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他の事項等)

第14条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関する生じた疑惑については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号  
わたくしSHIGA旗く国スボ・障えが実行委員会  
会長 ○ ○ ○ ○

乙 (住所または所在地)  
(名 称)  
(代表者役職・氏名)



リンクを設定する。

- (2) 総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載  
甲は、大会期間中に配布する総合プログラムおよびガイドブックに、乙の名称を掲載する。  
2 乙は、甲が前項各号に定める広告を行う際に使用する名称またはロゴについて、甲と協議することができる。

(使用および管理)

- 第6条 甲は、善良な管理者の注意をもって提供物品等を使用および管理するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第7条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、または引き受けさせではない。

(契約の解除)

- 第8条 甲および乙は、相互に、相手方がこの契約に違反したときは、文書により相当期間を定めて契約の履行を催促し、その催定期間に履行されなかつたときには、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる

とき。

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる

とき。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていると認められるとき。

3 前二項の規定に基づいて契約を解除した者は、相手方に対し、その契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(誓約書の提出)

- 第9条 契約期間中において、甲、乙双方が予見し難いやむを得ない事情が生じたときは、甲、乙協議の上、将来にわたってこの契約を消滅させ、またはその一部を変更することができる。

(誓約書の提出)

- 第10条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、第8条第2項の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に

甲に提出するものとする。

(不當介入があつた場合の通報 報告義務)

- 第11条 乙は、この契約の履行に当たり第8条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(費用の負担)

- 第12条 この契約の締結に要する費用は、甲、乙それぞれの負担とする。

- (合意管轄)  
第13条 甲および乙は、この契約に関する紛争が生じたときは、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他の事項等)

- 第14条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関する生じた疑義については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号  
　　わたくしIGA輝く国スポーツ・障スボ実行委員会  
　　会長 ○ ○ ○ ○ ○

乙 (住所または所在地)  
(名 称)  
(代表者役職・氏名)

令和 年 月 日

提供物品等について  
協賛金の支払

項目	内容等	
提供物品等		
仕様等		
数量		
付属品等		
市価換算額	円 (消費税および地方消費税込み)	
提供方法 (いざれかに○)	譲渡・貸与	
提供時期		
備考		

わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ 大会協力企業に関する契約書

わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ実行委員会 会長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
 と（名稱）（以下「乙」という。）は、わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ（以下「両大会」という。）の協賛について、次のとおり契約を締結する。

(協賛の種類)

第1条 甲は、乙を、次項において規定する業種の範囲内で、わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ企業協賛推進要綱（以下「要綱」という。）に定める「大会協力企業」とする。  
 2 乙の「大会協力企業」としての業種は、\_\_\_\_\_とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、この契約締結の日から令和7年12月31日までとする。

(協賛金の額)

第3条 乙が、甲に対して提供する協賛金の額は、金方消費税を含む) とし、その内訳は次のとおりとする。	円 (消費税および地方消費税を含む)
令和4年度分 金	円 (消費税および地方消費税を含む)
令和5年度分 金	円 (消費税および地方消費税を含む)
令和6年度分 金	円 (消費税および地方消費税を含む)
令和7年度分 金	円 (消費税および地方消費税を含む)

(協賛金の支払)

第4条 乙は、甲に対して前条に定める協賛金を次の期日までに、甲が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

令和4年度分 令和 年 月 日
令和5年度分 令和 年 月 日
令和6年度分 令和 年 月 日
令和7年度分 令和 年 月 日

(権利の付与)

第5条 甲は、乙に対し、第2条に定める期間において、わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボにおける「大会協力企業」の呼称を使用する権利を付与する。

2 甲は、乙に対し、第2条に定める期間において、大会愛称および大会マスコットのデザインを、乙が実施する広告に無償で使用する権利を付与する。

3 乙は、前二項に定める権利の使用に当たっては、両大会の品位を傷つけないよう、十分な配慮をしなければならない。

4 乙は、第2項の規定により大会愛称および大会マスコットのデザインを使用するに当たっては、甲の指定するものを使用しなければならない。

#### (広告の実施)

第6条 甲は、次に掲げる広告を行うものとし、広告の掲出場所、掲出時期等は甲が決定する。

(1) 大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出およびリンク設定

甲は、大会ウェブサイトにて乙の名称を掲出することともに、乙が管理するホームページへのリンクを設定する。

(2) 総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載

甲は、大会期間中に配布する総合プログラムおよびガイドブックにて、乙の名称を掲載する。

2 乙は、甲が前項各号に定める広告を行ふ際に使用する名称またはロゴについて、甲と協議することができる。

#### (権利義務の範囲の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、または引き受けさせではない。

#### (契約の解除)

第8条 甲および乙は、相互に、相手方がこの契約に違反したときは、文書により相当期間を定めて契約の履行を催促し、その催促期間中に履行されなかつたときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙、乙の役員等(乙の代表者もしくは役員またはこれらの人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう)または乙の経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

3 前二項の規定に基づいて契約を解除した者は、相手方に対し、その契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。

#### (事情変更)

第9条 契約期間中において、甲、乙双方が予見し難いやむを得ない事情が生じたときは、甲、乙協議の上、将来にわたってこの契約を消滅させ、またはその一部を変更することができる。

第10条 乙は、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の趣旨にのっとり、第8条第2項の規定に該当しないことを表明・確認するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に出すものとする。

#### (不当介入があつた場合の通報・報告義務)

第11条 乙は、この契約の履行に当たり第8条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用は、甲、乙それぞれの負担とする。

#### (合意管轄)

第13条 甲および乙は、この契約に關し裁判上の紛争が生じたときは、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### (その他の事項等)

第14条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関して生じた疑惑については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

甲 令和 年 月 日  
滋賀県大津市松本一丁目2番1号  
わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ実行委員会  
会長 ○ ○ ○ ○

乙 (住所または所在地)  
(名 称)  
(代表者役職・氏名)

## 協賛物品等受領書

令和 年 月 日

住所又は所在地  
名 代表者（役職・氏名）滋賀県大津市松本一丁目2番1号  
わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボ実行委員会  
会長 ○○○○

わたくしSHIGA輝く国スポーツ・障スボへの協賛として、下記のとおり物品等を受領しました。

## 記

項 目	内 容 等
提 供 物 品 等	
仕 様 等	
数 量	
付 属 品 等	
市 價 換 算 額	円（消費税および地方消費税込み）
提 供 方 法 (印字欄に○)	譲 渡 ・ 貸 与
提 供 時 期	
備 考	

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会企業協賛感謝状贈呈等実施要領（案）

(趣旨)

**第1条** この要領は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛において、一定額以上の協賛申込みを行った協賛企業・団体に対する感謝状贈呈等の実施に関して必要な事項を定める。

(基準)

**第2条** 協賛企業・団体に対する感謝状贈呈等は、別表に基づき実施する。

2 協賛金の分割支払いの場合は、全体の協賛金額により別表の基準を適用する。

(実施時期)

**第3条** 感謝状贈呈等は、協賛契約の締結後に実施するものとする。

### 付 則

この要領は、令和4年 月 日から施行する。

### 別表（第2条関係）

金額	感謝状等の種類	対応方法
協賛金・協賛物品等 500万円以上(500万円相当額以上)	・感謝状(用紙サイズB3、知事指定伝統工芸品)の贈呈	感謝状は、原則として実行委員会会長が贈呈式により贈呈。
協賛金・協賛物品等 100万円以上 500万円未満 (500万円相当額未満)	・感謝状(用紙サイズA3)の贈呈	感謝状は、郵送または実行委員会事務局職員が持参。
協賛金・協賛物品等 100万円未満 (100万円相当額未満)	・礼状の送付	郵送により送付

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 募金推進要綱改正（案）

### 【改正の概要】

- ・募金の名称を、大会正式名称から大会愛称に変更する。
- ・組織名を「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」から「わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会」に変更する。
- ・両大会運営に要する経費に充てる募金の始期を今年開催予定の総会の日付とする。

改 正 前	改 正 後
<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱</u>	<u>わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ募金推進要綱</u>
第1条 省略	第1条 省略
(推進)	(推進)
第2条 募金は、 <u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会</u> （以下「 <u>開催準備委員会</u> 」という。）が推進する。	第2条 募金は、 <u>わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会</u> （以下「 <u>実行委員会</u> 」という。）が推進する。
2 <u>開催準備委員会</u> の構成員は、連携協力して募金の推進にあたるものとする。	2 <u>実行委員会</u> の構成員は、連携協力して募金の推進にあたるものとする。
3 <u>開催準備委員会</u> は、募金を推進するための計画を策定するものとする。	3 <u>実行委員会</u> は、募金を推進するための計画を策定するものとする。
4 前項の計画は、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。	4 前項の計画は、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。
(名称等)	(名称等)
第3条 募金は、「 <u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金</u> 」という名称を用いて行うものとする。	第3条 募金は、「 <u>わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ募金</u> 」という名称を用いて行うものとする。
2 省略	2 省略

第4条 省略	第4条 省略
(期間)	(期間)
<b>第5条</b> 募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。	<b>第5条</b> 募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 第7条第1号に掲げる経費のための募金 <u>開催準備委員会の総会の議決により定める日</u> から両大会最終日まで	(1) 第7条第1号に掲げる経費のための募金 令和4年 月 日から両大会最終日まで
(2)～(3) 省略	(2)～(3) 省略
第6条～第7条 省略	第6条～第7条 省略
(謝意表明)	(謝意表明)
<b>第8条</b> 寄附者に対しては、 <u>開催準備委員会</u> 会長が別に定めるところにより、謝意を表明する。	<b>第8条</b> 寄附者に対しては、 <u>実行委員会</u> 会長が別に定めるところにより、謝意を表明する。
(雑則)	(雑則)
<b>第9条</b> この要綱に定めるもののほか、募金の推進に関し必要な事項は、 <u>開催準備委員会</u> 会長が定める。	<b>第9条</b> この要綱に定めるもののほか、募金の推進に関し必要な事項は、 <u>実行委員会</u> 会長が定める。

【参考1：第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱】

(使途)

第7条 滋賀県は、前項の規定により受け入れた寄附金を第5条各号の募金の期間に応じ、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。

- (1) 両大会運営に要する経費
- (2)～(4) 省略

【参考2：先催県募金要綱】

	三重県	栃木県	鹿児島県	佐賀県
募金名称	三重とくわか国体・三重とくわか大会(愛称)募金	いちごー会とちぎ国体・いちごー会とちぎ大会(愛称)募金	燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会(愛称)募金	SSP応援募金
使途(目的)	三重とくわか国体の競技力向上対策、両大会の <u>ボランティア活動をはじめとした県民運動</u> に要する経費等、両大会の開催経費に充てるものとする。	第77回国民体育大会・第22回全国障害者スポーツ大会の <u>県民運動、ボランティア活動等</u> の大会開催経費に充てるものとする。	来場者等をお迎えする <u>ボランティアの育成・活動経費などの県民運動</u> 、次世代のための人才培养等に充てるため実施するものとする。	大会開催に伴う <u>県民運動</u> や機運醸成、SSP構想の定着に資する事業のために充てるものとする。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ募金推進要綱改正（案）

(趣旨)

**第1条** この要綱は、令和7年（2025年）の第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」と総称する。）を滋賀県で開催するにあたり、県民総参加でつくる大会に向けて、開催に係る機運の醸成や大会の周知、大会の円滑な運営を図るために行う寄附金の募集（以下「募金」という。）について、必要な事項を定める。

(推進)

**第2条** 募金は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が推進する。

- 2 実行委員会の構成員は、連携協力して募金の推進にあたるものとする。
- 3 実行委員会は、募金を推進するための計画を策定するものとする。
- 4 前項の計画は、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

(名称等)

**第3条** 募金は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ募金」という名称を用いて行うものとする。

- 2 募金は、前項の名称のほか、必要に応じ愛称を用いて行うことができる。

(対象)

**第4条** 募金は、滋賀県内外の個人および企業・団体を対象として行うものとする。

(期間)

**第5条** 募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第7条第1号に掲げる経費のための募金 令和4年○月○日から両大会最終日まで
- (2) 第7条第2号に掲げる経費のための募金 平成29年7月31日から両大会最終日まで
- (3) 第7条第3号および第4号に掲げる経費のための募金 平成27年8月31日から開催準備委員会の総会の議決により定める日まで

(受入れ)

**第6条** 募金による寄附金は、滋賀県が受け入れ、滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金に積立てるものとする。

(使途)

**第7条** 滋賀県は、前項の規定により受け入れた寄附金を第5条各号の募金の期間に応じ、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。

- (1) 両大会運営に要する経費
- (2) 両大会の広報に要する経費
- (3) 両大会に向けたスポーツ選手の発掘、育成および強化に要する経費
- (4) 両大会に向けたスポーツ施設の整備に要する経費

(謝意表明)

**第8条** 寄附者に対しては、実行委員会会長が別に定めるところにより、謝意を表明する。

(雑則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、募金の推進に関し必要な事項は、実行委員会会長が定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成29年7月31日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

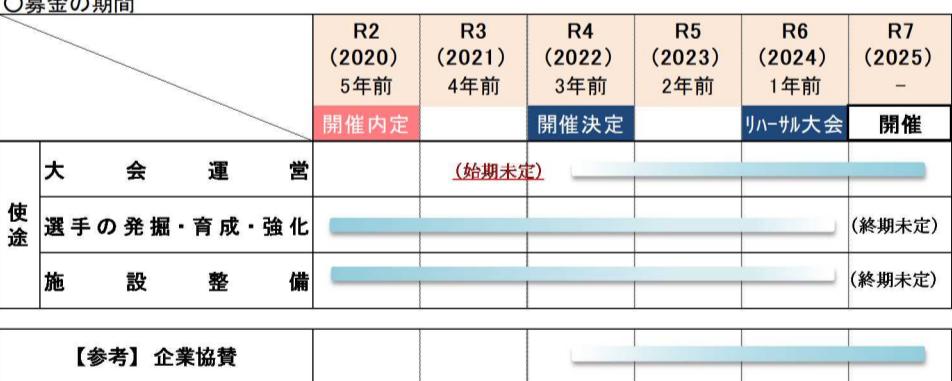
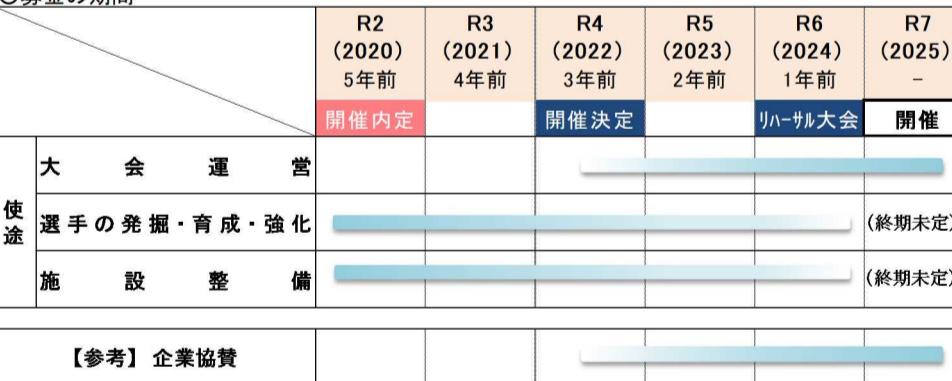
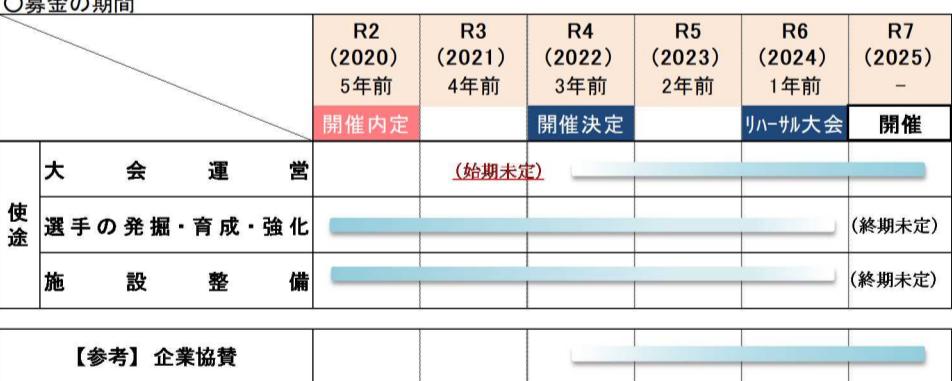
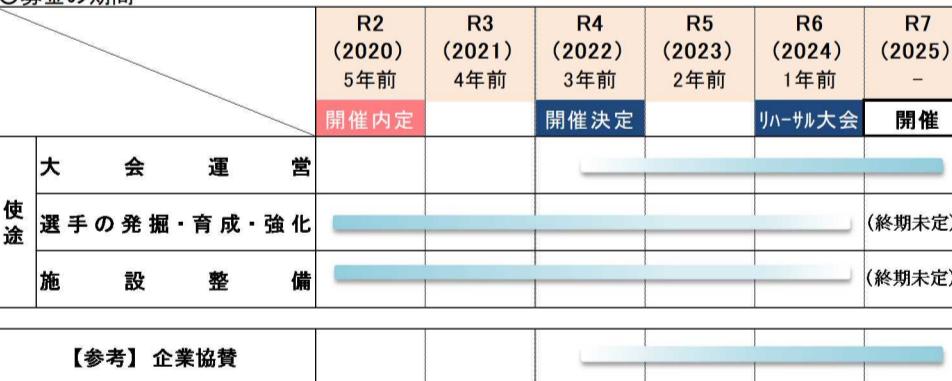
#### **附 則**

この要綱は、令和4年○月○日から施行する。

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 募金推進計画 改正（案）

### 【改正の概要】

- ・募金の名称を大会正式名称から大会愛称に変更する。
- ・組織名を「開催準備委員会」から「実行委員会」に変更する。
- ・全体スケジュールの「募金の期間」において、大会運営の「始期末定」を削除する。

改正前	改正後
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進計画	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ募金推進計画
<b>1. 推進体制</b>  開催準備委員会の構成員は、各々の会員や加盟団体等に募金の周知を図るとともに、寄附の呼びかけを行うものとする。また、募金に係る広報活動等の取組についても連携協力して行うものとする。	<b>1. 推進体制</b>  実行委員会の構成員は、各々の会員や加盟団体等に募金の周知を図るとともに、寄附の呼びかけを行うものとする。また、募金に係る広報活動等の取組についても連携協力して行うものとする。
<b>2. 推進に向けた視点 省略</b>	<b>2. 推進に向けた視点 省略</b>
<b>3. 具体的な取組</b>  (1)～(4) 省略 (5) 寄附への謝意表明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 礼状の送付その他の方法で謝意を表明する。</li> <li>・ 同意がある場合は、インターネットや開催準備委員会の総会等を通じ、氏名または名称を公表し、その厚意を讃える。</li> </ul> (6)～(8) 省略	<b>3. 具体的な取組</b>  (1)～(4) 省略 (5) 寄附への謝意表明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 礼状の送付その他の方法で謝意を表明する。</li> <li>・ 同意がある場合は、インターネットや実行委員会の総会等を通じ、氏名または名称を公表し、その厚意を讃える。</li> </ul> (6)～(8) 省略
<b>4. 推進計画の進行管理</b>  推進計画については、取組の進捗状況等を「募金・協賛推進特別委員会」において毎年検証するとともに、要綱第2条第4項の規定に基づき、必要があるときは、開催準備委員会の総会の議決を経て変更する。	<b>4. 推進計画の進行管理</b>  推進計画については、取組の進捗状況等を「募金・協賛推進特別委員会」において毎年検証するとともに、要綱第2条第4項の規定に基づき、必要があるときは、実行委員会の総会の議決を経て変更する。
<b>全体スケジュール</b>  ○募金の期間  ○参考】企業協賛 	<b>全体スケジュール</b>  ○募金の期間  ○参考】企業協賛 
以下省略	以下省略

## **わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 募金推進計画改正（案）**

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ募金推進要綱（以下「要綱」という。）第2条第3項の規定に基づき、寄附を通じた第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」と総称する。）への参加を促進するため、次のとおり計画的かつ戦略的に募金を推進するものとする。

### **1. 推進体制**

実行委員会の構成員は、各々の会員や加盟団体等に募金の周知を図るとともに、寄附の呼びかけを行うものとする。また、募金に係る広報活動等の取組についても連携協力して行うものとする。

### **2. 推進に向けた視点**

次の3つの視点に基づき、取組を推進する。

#### **(1) 「寄附したいと思っていただくための工夫」**

滋賀や両大会を応援したいという思いの醸成を図る。

#### **(2) 「気軽に寄附していただくための工夫」**

寄附しようと思った時に、気軽に寄附できる環境を整備する。

#### **(3) 「活動を持続させるための工夫」**

長期間にわたる募金を持続させるために必要な工夫を行う。

### **3. 具体的な取組**

#### **(1) 様々な募金活動の展開**

##### **ア 個人**

- ・ 県内の方をはじめとして、県外在住の滋賀ゆかりの方にも寄附を呼びかける。
- ・ 両大会記念物品等の購入を通じた寄附を呼びかける。
- ・ 公共施設や民間施設に募金箱を設置する。また、募金箱については、スポーツイベントをはじめとする各種イベント時にも設置するなど寄附機会の拡大を図る。
- ・ 駅や商業施設等において、街頭募金を原則として年に1回実施する。
- ・ 上記のほか、必要となる取組を実施する。

#### **イ 企業・団体**

- ・ 県内の企業・団体をはじめとして、県外の滋賀ゆかりの企業・団体についても直接訪問するなどにより寄附を依頼する。また、県内に事業所等があり県外に本社がある企業については、必要に応じ本社を訪問して寄附を依頼する。
- ・ 寄附については、通常の寄附のほか、寄附付き商品の販売、主催イベントの参加料や運営する施設の利用料に寄附を含める方法などについても協力を依頼する。
- ・ 職場募金への配慮を依頼する。
- ・ マスコットキャラクターのグッズ販売等について協力を依頼する。
- ・ 上記のほか、必要となる取組を実施する。

#### **(2) 戦略的な広報活動の展開**

- ・ インターネット、リーフレット、広報誌、屋外広告物等の多種多様な媒体を活用して戦略的に広報を行う。また、必要に応じ両大会開催のプレイベント等との連携を図る。
- ・ 広報にあたっては、選手の動向や思いを発信するなどにより、募金の趣旨に共感してもらうための工夫をする。
- ・ 寄附について税の優遇措置があることを周知する。

#### **(3) 学校との連携協力**

- ・ 県内の大学をはじめとした各種学校と連携協力し、若い世代による募金を含む両大会全般を盛り上げる取組を実施する。（例：募金箱コンクール、広報物のデザインコンテスト、募金アイデアコンペ等）

#### **(4) 滋賀ゆかりの著名人やトップアスリートへの協力依頼**

- ・ 各種広報活動やイベントへの出席等について協力を依頼する。
- ・ グッズ等の「モノ」のほか、一緒に何かをする権利等の「コト」の提供についても協力を依頼する。

#### **(5) 寄附への謝意表明**

- ・ 礼状の送付その他の方法で謝意を表明する。
- ・ 同意がある場合は、インターネットや実行委員会の総会等を通じ、氏名または名称を公表し、その厚意を讃える。

#### **(6) 結果のフィードバック**

- ・ 寄附金を充当した事業の実績や成果について、レポートを作成しインターネット

等を通じ公表することなどにより、寄附者に報告する。

#### (7) 様々な支払手段の設定

- ・ 募金専用納付書の作成や、募金箱の設置、クレジットカードによる寄附、その他インターネットを活用した寄附など様々な支払手段を設定し、手軽に、かつ気軽に寄附できるための環境整備を図る。

#### (8) メリハリをつけた推進

- ・ 週単位または月単位の取組集中期間を設ける。
- ・ 取組の開始時期をあえてずらしたり、進捗状況等を踏まえて刺激となる新たな取組を追加するなどにより息切れを防ぐ。

### 4. 推進計画の進行管理

推進計画については、取組の進捗状況等を「募金・協賛推進特別委員会」において毎年検証するとともに、要綱第2条第4項の規定に基づき、必要があるときは、実行委員会の総会の議決を経て変更する。

## 全体スケジュール

#### ○募金の期間

#### ○具体的な取組

（様々な募金活動の展開） 企業・団体	H27 (2015) 10年前	H28 (2016) 9年前	H29 (2017) 8年前	H30 (2018) 7年前	R1 (2019) 6年前	R2 (2020) 5年前	R3 (2021) 4年前	R4 (2022) 3年前	R5 (2023) 2年前	R6 (2024) 1年前	R7 (2025) -							
					開催内定	開催内定		開催決定		リハーサル大会	開催							
	スタート・ダッシュ				キープ				スパート									
寄附の呼びかけ																		
寄附付き商品の販売、イベント参加料や施設利用料に寄附を含む方法などへの協力依頼					県内の企業・団体や滋賀にゆかりを持つ県外の企業・団体に対し、直接訪問や依頼状送付などにより寄附を依頼 県内に本社がない企業については、必要に応じ本社を訪問するなどにより寄附を依頼													
マスクottグッズ販売の協力依頼					対象商品、イベント、施設の拡大を目指して協力依頼				さらなる拡大を目指して協力依頼									
戦略的な広報活動の展開	インターネット、リーフレット、広報誌、屋外広告物など多種多様な媒体により戦略的に広報を行う																	
学校との連携	関係機関等 と調整	小学生による募金箱コンクール 広報物デザインコンテスト、募金アイデアコンペなど																
滋賀ゆかりの著名人やトップアスリートへの協力依頼					直接訪問により協力を依頼				さらなる拡大を目指して協力を依頼									